

京都市告示第 172号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年8月15日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	醍醐里0119号	伏見区醍醐和泉町48番地の1地先 同町50番地の7地先	

(建設局道路部道路明示課)